

所沢市市民活動推進基本方針

平成23年2月

所 沢 市

目 次

1	方針策定の目的	3
2	方針で使う用語の定義	4
3	市民活動推進の基本的な姿勢	6
	(1) 支援の対象	
	(2) 支援の基本的な考え方	
4	市民活動推進において期待されるもの	7
	(1) 社会的課題に対する取組み	
	(2) 社会が必要とする多様な市民サービスの提供	
	(3) 市民の社会参加と交流、地域とのかかわりのきっかけづくり	
	(4) 住民自治意識の向上	
	(5) 市民活動を通じた自己実現の支援	
	(6) 地域経済の活性化	
5	市民活動促進に向けた施策等	9
	(1) 市民活動支援センターの整備・充実	
	(2) 市民活動団体への財政的な支援	
	(3) その他の促進策	
6	市民活動支援センター	10
	(1) センターの基本理念、目標、原則	
	(2) 対 象	
	(3) 機 能（業務）	
	(4) 運 営	
	(5) 設置場所	
	(6) 既存の関係機関等との関係	
	(7) 自治会町内会等地縁的な団体等との関係	

資料編

資料1	NPOの意味とボランティア団体	14
資料2	NPOの分類体系	
資料3	NPOに関する用語	15
資料4	特定非営利活動促進法（NPO法）について	
資料5	NPOと所沢市の協働事業（例）	17
資料6	埼玉県NPO基金	18

1 方針策定の目的

地域社会を取り巻く環境は、少子化・超高齢化が進み、家族形態も変わり、市民の価値観も多様化するなど大きく変化しています。

こうした中、平成7年の阪神・淡路大震災を契機に、ボランティアの活動が注目され、平成10年には特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）が施行されるなど、福祉、環境保全、まちづくり、教育、文化等様々な分野で市民の自主的で自発的なボランティア活動やNPO法人等の社会貢献活動が注目され、大きな広がりを見せています。

このような市民活動が大きな広がりをみせている背景には、地域の安全や防災、防犯、高齢者の見守りなど、地域の課題に住民同士が連携し取り組み、安全・安心に暮らせる地域社会づくりに大きな役割を果たしていることが認識されたこと、また、子育て支援、高齢者・一人暮らし支援など、社会的に必要とされるサービスを市民自らが主体的に担おうという意識が高まってきたことなどが挙げられます。

市民活動は、ボランティア団体やNPO、各種市民団体等により担われていますが、団体相互の交流や情報の交換、行政や事業者との連携などにおいて、さらに充実を図ることが必要であり、そのことにより、活動が日常的に継続的に実施できるようになります。

所沢市では、第4次総合計画後期基本計画に初めて「市民活動」を掲げるとともに、平成23年度からの第5次総合計画前期基本計画では、地域コミュニティを重要課題とし、その中に「市民活動」を位置づけ、支援制度づくりやNPOと行政との協働の促進も図っていく計画です。

その一環として（仮称）市民活動支援センターの開設に向けて、市民による（仮称）所沢市市民活動支援センター開設検討委員会で、センターの役割、機能、基本理念等を検討してまいりましたが、この中で、市民活動支援のあり方についても多くの意見が出され、市民活動に関する一定の方向が提案されたところです。

『所沢市市民活動推進基本方針』は、このような検討を踏まえ、市民活動を推進し、円滑に市民活動を行うことができるようにするために策定するものです。

なお、本方針は、今後の本市における市民活動の進展や関係法令・支援制度等の状況の変化を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

2 方針で使う用語の定義

この基本方針で使う用語の定義は、次のとおりです。

○ 「市民」とは？

「市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者及び市内に活動拠点を有する団体」をいいます。

○ 「市民活動」とは？

「市民が自主的で自発的に行う公益的な活動で、公益増進に寄与し^(注1)、営利・政治・宗教活動を目的としていないこと^(注2)」をいいます。

(注1)「公益」とは、「私益・互助益」「共益」を超えた社会全体の利益（不特定多数の第三者の利益）をいう。

- * 「私益・互助益」：一個人、一組織の構成員のための利益
- * 「共益」：資金の構成員も含め、共通の利害関係者のための利益

(注2) * 「営利」：利益は、出資者に配分することを主目的とする活動

- * 「非営利活動」：利益は、目的・事業のために使い、出資者・構成員に配分しない活動
- * 「政治活動」：特定の公職（公職選挙法第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- * 「宗教活動」：宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

○ 「市民活動団体」とは？

原則として、NPO法人やボランティア団体など、市民活動を行う団体^(注3)をいいます。

(注3) この基本方針の資料編「資料2」に掲げる「NPOの分類体系」の①及び②を基本とするものです。

* 資料2に掲げる「NPOの分類体系」

- ①：最も狭義の意味では、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき、特定非営利活動法人（NPO法人）になった団体を指します。
- ②：最も一般的なNPOの使い方、①に加えてボランティア団体や市民活動団体といわれる団体を指します。

○ 「ボランティア・NPO」とは？

ボランティア団体が法人格を取得するとNPO法人となることから「ボランティア」と「NPO」は、自主的かつ自発的な社会貢献活動・公益活動という意味で同義語です。

* 一般にボランティアは個人を指し、NPOは組織を指して使われています。NPOは、社会貢献・社会変革の志をもった市民が、その志を実現するために自発的に（ボランタリー）に集まったものです。個人ではなく、組織的に展開することで、目的を達成しようとするのがNPOです。

また、ボランティアが活動に参加する側の人であるのに対して、NPOはボランティアの参加する場を作り、参加を求める側の組織であるという整理もできます。志を持つ一人ひとりの市民の力を生かしていくための手段として作られた組織がNPOであり、理事、ボランティア、会員など立場が違ってすべてボランティア（自発的に参加した人）と呼ぶことができるかもしれません。

（特定非営利活動法人ガイドブック埼玉県版）から

3 市民活動推進の基本的な姿勢

市民活動は、その活動を通じて豊かな地域社会を形成するという役割を果たすことができます。

市、市民活動を行う個人や団体、事業者は、その役割を認識し、自主性・自発性を基本とし、相互に尊重しながら、対等の関係で、協力して市民活動の推進に努めるものとしします。

(1) 支援の対象

「市民活動」を行う団体及び「市民活動」に取り組もうという個人並びに市民活動に関心のある市民などを対象とします。

(2) 支援の基本的な考え方

① 公平性・公正性の確保と自主性・自立性の尊重

市民活動に対しては、公平性・公正性を確保し、市民活動団体等が、主体性をもって自主的に自立した活動を行うことができるよう支援します。

② 多様性・独自性の尊重

市民活動に対しては、様々な分野にわたる市民活動団体の多様性と独自性（その掲げる存在意義や活動スタイル等）を尊重します。

③ 公開性・透明性の確保

市民活動に対しては、支援内容、協働内容について透明性を確保するとともに、支援施策の情報を公開するなど、基本的事項について情報の公開を原則とします。

④ 市民協働の推進

市民活動に対しては、活動の特性を生かした新たな行政需要への対応など、市と市民活動団体等との協働を進め、市民サービスの向上に努めます。

4 市民活動推進において期待されるもの

市民活動を推進することによって、次のような効果などが期待できます。

(1) 社会的課題に対する取組み

行政だけでは解決できない様々な社会的課題や問題が生じてきている中で、市民活動は、その専門性や効率性、組織の持つ柔軟な対応力により、行政や企業と連携・協力し、これらの課題解決に取り組むことができます。

(2) 社会が必要とする多様な市民サービスの提供

市民活動は、これまで行政が担ってきたサービス以外の多様な市民サービスを提供し、サービスの質を高めることができ、また市民自らの手できめ細やかなサービスを提供することができます。

(3) 市民の社会参加と交流、地域社会とのかかわりのきっかけづくり

市民活動は、市民活動団体相互の交流や、地域社会との関わりを通じて、市民の社会参加・地域への関心を高め、希薄化した近隣関係を改善するとともに、社会貢献活動に参加し、活動することを望む市民の欲求に応えることができます。

(4) 住民自治意識の向上

市民活動を通じて、市民と行政が共通の目的のために協力して活動することにより、住民自治意識が育まれ、地域社会をつくる主役は住民であるという住民自治意識の向上を図ることができます。

(5) 市民活動を通じた自己実現の支援

市民活動を通じて様々な人とかわる中で、地域社会の中の自己の役割や責任を自覚することができ、社会参加の意欲や関心を高め、新たな生きがいを見出し、自己実現を図ることができます。

(6) 地域経済の活性化

近年、市民が主体となって特徴のある「自分たちのまちの創造」をめざそうという動きの中で、様々な課題解決をめざした市民活動が、ビジネスにつながり、新たな経済領域を見出すというような状況も創り出されています。

まちづくり、地域情報の発信、商店街活性化、環境・資源の保全、高齢者支援、子育て支援、子どもの健全育成などにおいて、新しいコミュニティビジネスも生まれています。

このような新たな経済活動の担い手として、市民活動団体が重要な役割を果たすことが期待されます。

5 市民活動促進に向けた施策等

市は、市民活動の促進に向けて、次のような施策を推進します。

(1) 市民活動支援センターの整備・充実

市民活動を支援するため、拠点施設として市民活動支援センターを整備します。

(2) 市民活動団体への財政的な支援

これまで市民活動団体は、様々な地域の課題に対し、特性を活かしたきめ細やかなサービスにより、その解決に取り組んできました。

こうした活動は、今後も継続されるとともに、安定的に展開されていくことが求められます。そのためには、活動を安定的に維持していくための収入を確保していくことが必要です。

市民活動団体の自主財源としては、会費や寄付金、自主事業収入、受託事業収入、補助金、助成金などがあります。

本市が行う財政的支援については、次の3項目について推進します。

- 1) 市民活動団体が実施する、又は実施を計画する事業に対する助成制度等の支援について検討を行います。
- 2) 国・県・公益法人・企業等民間による各種の補助・助成等の情報を集約し、提供することにより、市民活動団体を側面から支援します。
- 3) 市民活動団体が自主財源を確保できるよう側面支援として、市民活動に対する市民認知の向上について支援します。

なお、安心して市民活動ができるよう、所沢市市民活動総合補償制度の維持を図ります。

(3) その他の促進策

アダプト・プログラム^(注4)実施団体を支援するとともに、実施団体の拡充を図ります。

(注4)「アダプト・プログラム」とは、アダプト(ADOPT)は英語で「〇〇を養子にする」という意味で道路、公園、緑地、河川などの市が管理する一定の区画の公共空間を養子にみだて、市民が里親となって養子の美化(清掃)を行い、行政が支援する新しい環境美化活動です。

6 市民活動支援センター

本市の市民活動支援策の一環として、市民が自主的・自発的に行う公益的な活動を支援し、促進するための拠点施設として、所沢市市民活動支援センター（以下「センター」という。）を設置します。

近年、全国各地で市民活動を支援する施設づくりが進んでいます。その多くは、団体と団体、団体と市民、団体と行政（市）を双方向につなぐ「中間支援組織」の役割を担うものであり、本市のセンターも同様の役割を果たすことをめざします。

(1) センターの基本理念、目標、原則

1) 基本理念

センターは、市民活動団体の自主的・主体的な活動とその連携構築を支援し、市民活動への参加を促し、市民主体のまちづくりの実現をめざします。

2) 目 標

センターは、市民の自主的・自発的に行う公益的な活動（市民活動）を支援する施設として、まちづくりのプラットフォーム（基盤）^(注5)の役割を有し、設置目的を実現するために、次の目標に取り組みます。

- ① 市民、市民活動団体、行政等を有機的につなげ、交流とネットワークづくりの仲介と支援を行い、活動の輪を広げます。
- ② 市民活動を支援するための様々な仕組みを整備し、市民活動が活性化するための基盤づくりを行います。
- ③ 市民一人一人の市民活動への参加を促し、創造的な市民参加型社会を発展させていくための支援を行います。

（注5）「プラットフォーム」とは、鉄道の乗換えや接続をスムーズにするためのプラットフォームのように、支援センターが市民と市民活動団体、市民活動団体と行政、市民活動団体同士を双方向につなぐ拠点（プラットフォーム）としての役割を有するという意味。

「（仮称）所沢市市民活動支援センター開設検討委員会報告書」より

3) 原 則

支援センターの運営については、次の3つの原則に基づき行います。

① 公平性・公正性の確保と自主性・自立性の尊重

センターは、公平・公正な立場で市民活動団体の自主性・自立性を尊重し、市民活動を積極的に支援します。

② 多様性・独自性の尊重

センターは、様々な分野にわたる市民活動団体の多様性と独自性（その掲げる存在意義や活動スタイル等）を尊重します。

③ 公開性・透明性の確保

センターは、市民活動支援施策の情報を公開するとともに、センター運営の透明性の確保に努めます。

(2) 対 象

センター利用については、団体登録制度を設けます。

① センターに登録できる団体は、市民が自主的・自発的に公益的な活動（市民活動）を行なう団体を対象とします。

② 個人の利用としては、市民活動を行いたい人、市民活動について学びたい人、市民活動に関心のある人などが、市民活動に関する情報収集、相談、講座への参加、資料等による学習などができます。

(3) 機 能（業務）

センターは、次の①から⑧に掲げる業務を通じて、市民活動団体等の活動を支援するものです。

① 市民活動に関する情報の収集及び提供に関すること。

市民活動団体の情報、催事の情報、行政等との協働の促進に関する情報、活動のための施設情報等の収集・提供を行います。また、市民活動を支える助成制度等の情報について、その収集・提供に努めます。

なお、情報の収集・提供にあたっては、センターのホームページの開設等により、利用しやすい環境づくりに努めます。

- ② 市民活動についての相談に関すること。
市民活動に参加したい人の相談、市民活動団体の立上げや団体運営のための相談等に応じます。
- ③ 市民活動に関する学習の提供及び企画の立案・啓発に関すること。
市民活動に関する学習・講座、団体のマネジメント研修等を開催します。また、事業の企画・立案を行います。
- ④ 市民活動の交流促進に関すること。
ネットワーク化や事業を通じて、市民活動団体同士の交流の促進を図ります。
- ⑤ 市民活動団体と市との協働に関すること。
市民活動団体と市の双方の要望の把握に努め、連絡調整を行います。
- ⑥ 市民活動に必要な機器等の使用に関すること。
機器を整備し、市民活動のための使用に供します。
- ⑦ 市民活動に関する調査研究に関すること。
市民活動に関する調査研究を行います。
- ⑧ その他センターの設置目的を達成するために必要なこと。
このほか、センターの設置目的を達成するために必要なことに取り組みます。

(4) 運 営

(仮称) 所沢市市民活動支援センター開設検討委員会では、センターの運営については「公設民営」で行い、それとは別の機関として運営委員会を設置し、実施計画を策定しながら、官民の役割分担に伴う市民協働型運営を行うべきであり、また、利用者の立場から支援センターに対する意見聴取をするため、登録団体利用者懇談会を設置するとの提言を行いました。

この提言を尊重し、目標として運営を行います。

(5) 設置場所

センターは、新所沢コミュニティセンター 1 階（旧新所沢出張所事務所）に設置します。

所在地 所沢市緑町三丁目 1 6 番 7 号 新所沢コミュニティセンター内

(6) 既存の関係機関等との関係

現在、所沢市社会福祉協議会にボランティアセンターが設置され、福祉系ボランティアを中心とする団体が登録し、活動を行っています。これらの団体の活動は、NPO法第2条別表に掲げる17分類の活動に該当するものであり、センターにも登録のうえ、利用することができるものです。

また、センターには、各分野のセンター的機能を有する関係機関との連携が求められます。

市民活動の啓発・支援の取組みなど、それぞれの分野の特性を活かした活動と連携し、役割を分担しつつ、総合的に市民活動の促進が図られるよう連携策を講じることをめざします。

(7) 自治会町内会等地縁的な団体等との関係

都市化の進展や少子高齢化等、社会が大きく変化する中で、地域の課題も複雑かつ多様化しています。地域では、自治会町内会をはじめ様々な地縁的な団体が地域課題の解決に取り組んでいますが、こうした課題の解決には、共通の専門的な知識や技術があるNPO法人やボランティア団体等の協力や連携も考えられます。

センターは、このような考え方も視野に入れ、NPOと自治会町内会等地縁的な団体等との連携にも努めます。

資料編

資料1 NPOの意味とボランティア団体

NPOとは、「Non=非」「Profit=利益」「Organization=組織」の頭文字をとった略語で、一言で表すと「営利を目的とせず、社会貢献活動を行う民間の組織」と定義できます。

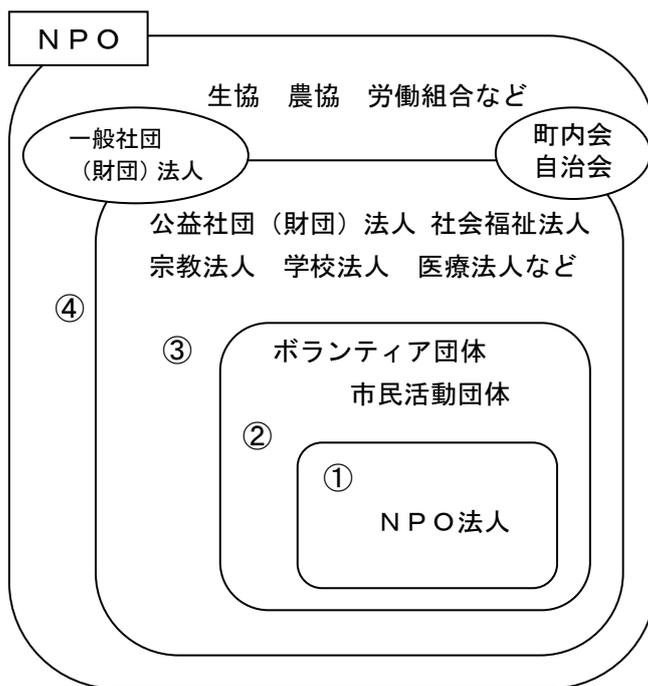
一方ボランティアを一言で表すと「個人が善意で行う個々の活動」となります。この活度が広がり、定例化し、会の名前を付けたり、メンバーの名簿を作るなどして、活動報告をする段階になれば、組織体としてのボランティア団体と呼ばれるようになります。さらに、活動が活発化し、会則を定めたり、役員や代表者を置いたりするようになり、人が入れ替わっても組織の同一性が失われず、継続的に活動を続けていけば本格的なNPOと言えるでしょう。

いずれにしても、ボランティア団体は、ボランティアが組織化していくという活動の発展経緯において、NPOの分類に含めるのが一般的です。

(特定非営利活動法人ガイドブック埼玉県版) から)

資料2 NPOの分類体系

NPOという言葉も、人によってはその意味するところが違うことがあります。現在、日本においてNPOと言ったとき、その言葉が意味することについては、下図に示す4通りに分類できます。



- ① 最も狭義の意味では、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき、特定非営利活動法人（NPO法人）になった団体のみを指します。
- ② 最も一般的なNPOの使い方、①に加えてボランティア団体や市民活動団体といわれる団体を指します。
- ③ 広義の理解で、公益社団（財団）法人、社会福祉法人、学校法人、NPO法人、ボランティア団体など、すべての営利を目的としない公益団体を指します。
- ④ 最も広い意味で、営利団体以外のすべての団体を指します。この場合は、上記の団体に農協や生協、共済組合、自治会、町内会や一般社団（財団）法人などの共益団体を含めます。

「特定非営利活動法人ガイドブック埼玉県版」から

資料3 NPOに関する用語

●ボランティアとNPO

一般にボランティアは個人を、NPOは組織を指して使われています。NPOは、社会貢献・社会変革の志をもった市民が、その志を実現するために自発的に（ボランティア）に集まったものです。個人ではなく、組織的に展開することで、目的を達成しようとするのがNPOです。

また、ボランティアが活動に参加する側の人であるのに対して、NPOはボランティアの参加する場を作り、参加を求める側の組織であるという整理もできます。志を持つ一人ひとりの市民の力を生かしていくための手段として作られた組織がNPOであり、理事、ボランティア、会員など立場が違っていてもすべてボランティア（自発的に参加した人）と呼ぶことができるかもしれません。

●NGOもNPO？

NGOとは、「Non＝非」「Governmental＝政府」「Organization＝組織」の略語で、日本語に訳せば「非政府組織」となります。国際協力などの国境を超えた活動を行っている民間の非営利活動団体の総称として使われている場合が多く見受けられます。NGOは、実質上NPOと同じ意味ですが、政府（行政）に対して民間であることを強調した場合はNGO、企業に対して非営利であることを強調した場合はNPOと言われることが多いようです。

●非営利と無償

「非営利」というと、「無償」（お金をもらわないこと）ではないかと思うかもしれませんが、そうではありません。NPOの「非営利」は「無償」とは別の概念です。非営利とは、団体の利益を構成員に分配しないことをいいます。

たとえば、「非営利なのに、お金を取るの？」という質問は、非営利という考え方や、無償という考え方が混同して使われていることが多いことからくる誤解と言えます。

（特定非営利活動法人ガイドブック埼玉県版）から）

資料4 特定非営利活動促進法（NPO法）について

民間の非営利団体（NPO）は、福祉、まちづくり、環境、国際交流、青少年健全育成などの様々な分野で、市民社会を取り巻く課題解決のための社会貢献活動を展開し、その存在と重要性が広く認められるようになってきました。

しかしながら、NPOの多くは任意の団体として活動しているため、団体名で、銀行口座の開設や電話の設置、不動産登記などの法律行為を行うことができず、その対応が求められてきました。そこで、平成10年3月、こうした団体に簡便な方法で法人格を付与することにより、自由で健全な活動を促進し、公益の増進を図ることを目的として、特定非営利活動促進法（通称NPO法）が制定されました。

(参考) 特定非営利活動促進法

(目的)

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

(原則)

第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

別 表（第2条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 五 環境の保全を図る活動
- 六 災害救援活動
- 七 地域安全活動
- 八 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 九 国際協力の活動
- 十 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

- 十一 子どもの健全育成を図る活動
- 十二 情報化社会の発展を図る活動
- 十三 科学技術の振興を図る活動
- 十四 経済活動の活性化を図る活動
- 十五 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十六 消費者の保護を図る活動
- 十七 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

資料5 NPOと所沢市の協働事業（例）

NPOの活動実態を見ると、身近な生活課題の解決を目的として地域で活動している団体が多数あります。こうしたことから、地域の課題解決に向けてNPO法人与所沢市が連携して様々な事業を展開しており、その一部を次のとおり紹介します。

なお、連携方法としては、共催事業、委託事業などが想定されます。

◇ふれあいタウン事業（青少年課）

【事業内容】所沢駅周辺地域での青少年などへの声かけや環境美化活動を実施。また、講演活動等で青少年健全育成。

【委託先】NPO法人日本ガーディアンエンジェルス

◇民間保育園保育実施委託（保育課）

【事業内容】児童福祉法の規定に基づき、保育に欠ける児童を入園させて保育。

【委託先】NPO法人育てネット（ところっこ保育園）

◇キッズISOプログラム実施事業（環境総務課）

【事業内容】キッズISOは、家庭の中で子どもが中心となり家庭生活を通じて、省エネ、省資源に取り組み、環境意識の高揚と環境行動の普及。

【委託先】NPO法人国際芸術協力機構（アーテック）

◇次世代育成支援地域協議会（子ども支援課）

【事業内容】次世代育成支援行動計画の進行状況を点検し、計画の見直しに向けた提言をまとめ市長へ提出。

【協力の相手】NPO法人所沢市学童クラブの会、NPO法人育てネット

◇森に緑を、子どもに木を（青少年課）

【事業内容】地域の森（ときがわ町等）の木材で、児童クラブ（松井・並木）の床を改修するという実験事業。NPO法人の技術的指導のもとで、児童クラブの児童と保護者が協力により実施。

【協力の相手】NPO法人木の家だいすきの会

資料6 埼玉県NPO基金

(参考) 埼玉県NPO基金

1 目的

県内NPOの自主的・自発的社会貢献活動に対する支援を行い、その活動を促進するとともに、NPOと行政との協働を推進するために基金を設置し、NPO活動の持続的な発展を図ろうとするもの。

2 事業内容

埼玉県条例に基づき基金を設置し、1億円を積み立て、さらに、「民」が「民」を支援するシステムとして、広く民間からの寄附をお願いしている。

なお、基金は、NPO活動を促進するための事業の財源とする。

3 寄附の方法

次の3つから、好きな方法による。

① 団体希望寄附

具体的に支援したい団体が決まっている場合や、活動内容に共感できる団体を支援したい場合

② 分野希望寄附

興味のある活動分野がある場合や、一定の活動分野の団体を支援したい場合

③ 一般寄附

特定の団体や活動分野ではなく、NPOを広く支援したい場合

4 基金を活用した事業

① NPO活動促進助成事業

NPO活動促進助成事業は、NPOの独創的・先駆的な視点の取組に財政支援をすることにより、継続的かつ安定的な活動と団体の自立を促進する。また、寄附金を活用し、寄附者の意思を尊重した助成をすることにより、地域のNPOを地域で支える仕組みづくりを行なう。

(チャレンジサポート事業：NPOならではの独創的なアイデア・先駆的な視点の取組に対して財政支援をするチャレンジサポート事業、みんなでサポート事業：定款(規約)の事業を行う場合の活動費の助成)

② NPO協働提案推進事業

NPOと県が協働したい施策・事業について、NPOと県の双方からテーマを募集し、提案されたテーマに沿って「NPOと県との協働推進ミーティング」を実施します。意見交換や情報交換を行うことで、問題意識の共有と相互理解のためのきっかけとする。

③ NPO運営力強化・育成支援事業

NPOの抱える運営上の課題解決を図るため、「NPO運営力講座」を開催しています。第一線で活躍する著名講師によるセミナー。

NPOが作成するホームページのうち、優れたものを検証し、他の模範とす

ることでNPOの情報発信力を高めようというもの。これによりNPOに対する理解を深めるとともにNPOの信頼性を高め、様々な協力や支援を促進していくもの。

④ NPO元気なまちづくり助成事業

県内においてNPOが主体となって取り組む施設整備（新設・改修・保全）に対して助成を行い、NPOの活動拠点の整備や、地域資源を活用した施設整備を促進するもの。

国の外郭団体である財団法人民間都市開発推進機構から、平成19年度にNPO基金に拠出していただいた3,200万円を活用して事業を実施。